

奈良県公報

目次

ページ

| | | | |
|---|---|-----|---|
| 〇都市計画の案の縦覧(都市計画課) | 一 | 〇右同 | 二 |
| 〇開発行為に関する工事の完了(建築課) | 一 | 〇右同 | 二 |
| 〇平成十六年十二月十六日奈良県公報号外第四十三号正誤表(生活衛生課及び建築課) | 二 | 〇正誤 | 二 |

告示

奈良県告示第四百六十二号

大和都市計画用途地域を変更するため、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供する。

平成十七年一月四日

奈良県知事 柿本善也

- 一 変更に係る都市計画の種類及び名称
大和都市計画用途地域
- 二 変更に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市北登美ヶ丘一丁目、押熊町及び二名町、並びに生駒市鹿畑町、白庭台四丁目、白庭台五丁目及び白庭台六丁目の各一部
- 三 都市計画の案の縦覧場所

奈良県土木部都市計画課、奈良市都市計画部都市計画課及び生駒市都市整備部都市計画課

四 縦覧期間

平成十七年一月四日から同月十八日まで

五 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書一通を知事あてとし、奈良県土木部都市計画課に平成十七年一月十八日までに必着するよう提出すること。

公告

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

平成十七年一月四日

奈良県知事 柿本善也

- 一 許可番号
平成十六年九月九日第七四一七二号
- 二 検査済証番号
開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年十二月二十一日第六一五一号
公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年十二月二十一日第三五一七号
- 三 開発区域に含まれる地域
葛城市尺土六二番地ノ一、六二番地ノ四の各一部及び六二番地ノ五
葛城市竹内三九三番地
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
株式会社大地不動産 代表取締役 阪口馬佐也
- 五 公共施設の種類の、位置及び区域
道路 葛城市尺土六二番地ノ四の一部及び六二番地ノ五
下水道 葛城市尺土六二番地ノ一及び六二番地ノ四の各一部

水路 葛城市尺土六二番地ノ一及び六二番地ノ四の各一部

一 許可番号

平成十六年十一月十八日第七四一―一二二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年十二月二十一日第六一五二号

三 開発区域に含まれる地域

橿原市北妙法寺町五一三番地及び五一四番地

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市北妙法寺町一八六番地

田宮信男

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良土木事務所において閲覧できます。

平成十七年一月四日

奈良県知事 柿本善也

一 許可番号

平成十六年九月七日奈土第八六一―一六号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年十二月十七日奈土第二三八号

三 開発区域に含まれる地域

天理市前栽町九九番地ノ二及び九九番地ノ六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

天理市田井庄町三五四番地

清水武三

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県桜井土木事務所において閲覧できます。

平成十七年一月四日

奈良県知事 柿本善也

一 許可番号

平成十六年十月二十九日桜土第三七一―一五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年十二月十七日桜土第五六一―一五号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年十二月十七日桜土第五七一―三三号

三 開発区域に含まれる地域

橿原市小槻町六三四番地ノ五、六三四番地ノ六の各一部、六三四番地ノ七、六三四番地ノ八及び六三四番地ノ九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市都島区中野町五丁目七番八号

株式会社昭和工務店 代表取締役 北嶋英明

五 公共施設の種別、位置及び区域

道路 橿原市小槻町六三四番地ノ五及び六三四番地ノ六の各一部

下水道 橿原市小槻町六三四番地ノ五及び六三四番地ノ六の各一部

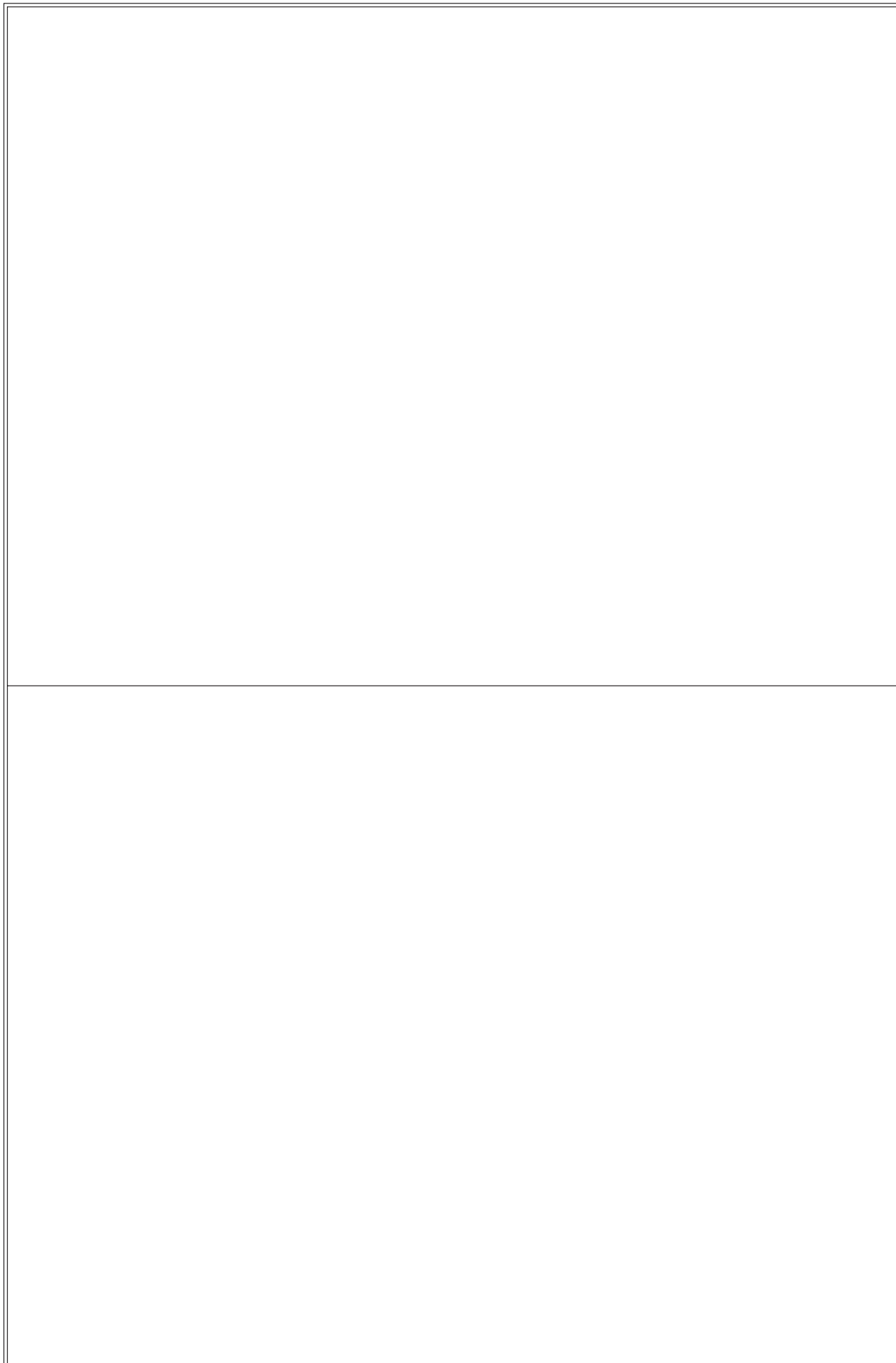
正 誤

平成十六年十二月十六日（号外第四十三号）公布奈良県条例第十八号奈良県動物の愛護及び管理に関する条例中、附則第十四項中「奈良県動物の愛護及び管理に関する条例（平成

年 月奈良県条例第 号）」は、平成十六年十二月十六日奈良県動物の愛護及び管理に関する条例の公布により「奈良県動物の愛護及び管理に関する条例（平成十六年十二月奈良県条例第十八号）」と、奈良県条例第十九号都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例中、附則第三項中「都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例（平成

年 月奈良県条例第 号）」は、平成十六年十二月十六日公布する条例（平成 年 月奈良県条例第 号）」は、平成十六年十二月十六日公布

都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例の公布により「都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例（平成十六年十二月奈良県条例第十九号）」となった。



【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二一三二一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八
電話 〇七四二一三五七三二代

本誌は再生紙を使用しています。

